

＜ 児童手当制度改正 手続き要否確認フロー ＞

佐那河内村（住民税務課）から児童手当(特例給付)を受けていますか

はい

いいえ

高校生年代のお子さんがいますか

はい

いいえ

高校生年代のお子さんは
算定児童として
登録されていますか

はい

いいえ

児童の兄姉等(H14.4.2生～H18.4.1生)
がいて、その人を含めて3人以上の
お子さんがいますか

いいえ

手続き不要です

はい

児童の兄姉等(H14.4.2生～H18.4.1生)が
いて、その人を含めて3人以上の
お子さんがいますか

いいえ

はい

①

②

③

2人以上（父母等）でお子さんを
養育している場合、所得の高い人の職業は
公務員ですか

はい

いいえ

勤務先にお問い合わせください

所得の高い人の住民登録地は
佐那河内村ですか

いいえ

はい

所得の高い方の
住民登録地に
お問い合わせください

児童の兄姉等(H14.4.2生～H18.4.1生)
がいて、その人を含めて3人以上のお子さんが
いますか

はい

いいえ

④

⑤

【必要書類】

- ①：「額改定認定請求書」を提出してください。
- ②：「額改定請求書」及び「監護相当・生計費負担についての確認書」を提出してください。
- ③：「監護相当・生計費負担についての確認書」を提出してください。
- ④：「認定請求書」及び「監護相当・生計費負担についての確認書」を提出してください。
- ⑤：「認定請求書」を提出してください。